

木本睦子（平成5年度 雇用均等行政(Ⅱ種)採用)

雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課 育児・介護休業推進室 育児・介護休業係長

雇用均等行政では、性別や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いがない職場環境の整備、男女ともに職業生活と家庭生活の両立ができる働き方の実現、パートタイム労働者の働き・貢献に見合った公正な待遇の確保、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境作りのための施策を実施しています。

急速な少子化の進行や、厳しい経済情勢のもと、様々な問題が顕在化する中で、「働きたい」という意欲のある人が、性別によって差別されることなく仕事に就き、家庭生活とのバランスをとりつつ「働き続けられる」環境を作るため、雇用均等行政の果たすべき役割は非常に大きく、また、年を追うごとに高まっていると思われれます。

私が入省した平成5年は、パートタイム労働法ができた年でした。雇用均等行政が担っている4つの法律（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法）は、その時代、時代の国民のニーズや期待に応えるべく作られ、改正を重ねてきました。我が国の社会に求められている変化やあるべき姿を如実に反映してきたと言っても過言ではありません。

雇用均等行政職員として採用されますと、本省又は第一線機関である都道府県労働局雇用均等室において業務を行うことになります。

本省では法案や通達の策定、施策の企画・立案、国会対応等に携わります。雇用均等室では、労働者からの相談に対応し、企業に対するヒアリングを行うとともに、必要に応じて行政指導等を行います。それぞれが担う業務と役割は異なりますが、どちらの仕事にも難しい点があり、自らの非力に落胆することもあります。その一方で、ささやかでも発見と喜びがあり、必ず誰かのためになることなのだとやりがいを感じられることも共通しています。

今年、入省19年目となり、時間の流れの早さには心底驚いています。時間が経過して実感するのは、仕事に関しても、人との関係においても、近道はなく、一つずつ積み重ねていくしかないということです。

続けていけば、きっとあなたを輝かせてくれる何かが生まれるはずです。是非、雇用均等行政で、はじまりの一步を踏み出してください。お会いできるのを楽しみにしています。

高須賀 左知（平成8年度 雇用均等行政(Ⅱ種)採用）
雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課 均等業務指導室 啓発指導係長



雇用均等行政に興味を持たれている皆様、こんにちは。

雇用均等行政では、男女の均等な機会及び待遇の確保、ポジティブ・アクション（男女労働者間の格差の解消を目指して個々の企業が進める自主的かつ積極的な取り組み）、セクシュアル・ハラスメント、仕事と家庭の両立支援、次世代育成支援、イクメン…など、国民生活に密着した分野を所管しています。こうした分野に関心をお持ちの方も多いのではないのでしょうか。

私は、入省後2年間の本省勤務を経て、3ヶ所の都道府県労働局雇用均等室で勤務しました。働く方からの相談に対応したり、事業場を訪問し関係法令を遵守した雇用管理を行うよう事業主を指導したり、法律について地域の実情を考慮して地元の自治体や経済団体と協力しながら周知を行うなど、上司や先輩と相談しながら様々な課題に対応してきました。

例えば、育児休業から復職できないという女性労働者からの相談を受け、その勤務先の事業主に法律を説明し説得を重ねた結果、女性労働者から希望どおり継続勤務することができたという連絡をいただいたときは充実感を感じました。

その後本省に異動し、現在はポジティブ・アクションの促進に関する業務を担当しています。人口が減少する中、働く女性が就業意欲を失うことなく、その能力を発揮できる環境を整備することが求められています。制度面での男女均等取扱は確保されつつありますが、勤続年数や管理職割合等はまだまだ男女間格差があります。こうした課題に対し、ポジティブ・アクションの促進を図るための様々な事業を展開していくことなどが今の仕事です。

本省では、施策の推進のために事業を企画立案し、労働局では、本省で示した方針が地域に浸透していくよう、様々な工夫をして業務を遂行していくこととなります。今の部署では直接一般の方からの相談を受けることはほとんどありませんが、予算要求の資料づくりや、事業について説明する機会など、様々な場面において労働局勤務の経験が現在の仕事に活かしているということを実感しています。

また、世の中の関心が高い分野だけあって、課題も山積しており、仕事の量・質ともに多くのものを求められますが、それだけに非常にやりがいがある仕事だと思います。

雇用均等行政を目指している皆さん、是非一緒に働きましょう。皆さんとお会いできることを楽しみにしています。

吉田麻衣（平成17年度 雇用均等行政(Ⅱ種)採用)

雇用均等・児童家庭局 書記室人事係

雇用均等行政の大きな柱は、

- 働く人が性別や妊娠・出産を理由に差別されないようにすること。
 - 育児・介護と仕事が両立できるよう職場環境を改善すること。
 - パートタイム労働者について、正社員とバランスの取れた労働条件や処遇を実現すること。
- という3本です。

この3本の柱を実現するため、雇用均等行政の職員は、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局と労働局の雇用均等室で仕事をしています。雇用均等・児童家庭局に採用された職員の多くは、若いうちに本省と地方両方の現場を経験することができます。自分自身も、京都労働局、富山労働局を経て、採用後7年目で5カ所目の業務に就いています。行ったことのない地方に転勤し、現地の人々や風土に触れながら業務を進めていったことは、良い刺激と経験になりました。

雇用均等行政のメリットとして挙げられることはまず、地方と本省という、異なるステージをどちらも経験できる点だと思います。地方では、労働者から寄せられる「セクハラを受けた」「育児休業が取れない」などの相談や、実際に企業へ出向く訪問指導などを通じて、法律が職場環境の改善に直接繋がっていることを実感できます。本省では、全国の動向を踏まえながら、業務を見直したり新しいニーズに対応したりと、世の中の変化を施策に反映させることができます。本省と地方両方の仕事を経験することで、目の前の仕事が誰のための仕事で、どういう仕組みで動いているのかを常にイメージできるので、モチベーションが保ちやすいです。

また、ロールモデルにも恵まれており、多くの上司・先輩がたが、仕事と生活とを両立しながら、責任ある役職に就いていく様子を目にすることができます。

大変な点はまず、労働者や企業のニーズが刻々と変わっていく分野なので、法律だけではカバーしづらい事案が出てくることです。状況を改善するためにはどのような手段を講じれば良いのか、説得の方法を考えたり好事例を紹介したり、場合によっては通知や法律の改正も検討したりと、粘り強く解決への道筋を考えます。難しいですが取り組みがいのある大事な仕事です。

また近年では、「イクメン」「ポジティブ・アクション」など、雇用均等行政のキーワードがマスコミに取り上げられることも増えてきました。注目されるに伴いニーズも大きくなるので、限られた職員数でより多くの仕事をこなしていかななくてはなりません。職員数を確保できるよう努めつつ、どうすれば効率的に仕事ができるか、日々考えています。

働く現場を良くしたいと考えている方、難しいけれど大事な課題に取り組みたいという熱意をお持ちの方、雇用均等行政への訪問をお待ちしています。